

写

23消安第1620号

平成23年6月17日

各都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省 消費・安全局
畜水産安全管理課長

馬肉を介した有症事例に対する生産段階における当面の対応について

薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食中毒・乳肉水産食品合同部会（以下「合同部会」という。）は、平成23年6月8日、馬肉中の原虫（*Sarcocystis fayeri*。以下「*S. fayeri*」という。）が食中毒に関与していることが強く示唆されたとして、*S. fayeri* が冷凍により失活する性質を活用したリスクの低減を図るべきである等の提言（生食用生鮮食品による原因物質不明有症事例についての提言（平成23年6月8日付け合同部会提言。以下「提言」という。））をとりまとめた。

この提言を受け、厚生労働省は、都道府県知事等宛てに当該提言の内容等を通知（「生食用生鮮食品による病因物質不明有症事例への対応について」平成23年6月17日付け食安発0617第3号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）をしたところである。

S. fayeri は、犬（終宿主）と馬（中間宿主）との間で生活環を有しており、馬は *S. fayeri* が寄生した犬の糞便に汚染された飼料、飲用水等を摂取することによって感染し、犬は *S. fayeri* が寄生した馬肉を摂取することにより感染することから、生産段階における馬への感染を防止するため、馬の飼養者（競走馬及び乗馬を含む。以下同じ。）に対し、下記に留意するよう貴管下関係者への周知方よろしくお願いする。

なお、犬や馬は、*S. fayeri* が寄生した場合であっても、通常、症状を示すことはないとされている。

記

- 1 馬の飼料・飲用水等が犬の糞便により汚染されるのを防止するため、馬の飼養者は、飼養施設への犬の侵入の防止に努めるとともに、給餌設備や給水設備への犬の糞便の混入の防止等の措置を講ずること。
- 2 馬の飼養者は、自ら飼育している犬に馬肉を与える場合については、*S. fayeri* が失活する条件で冷凍した馬肉を与えるよう努めること。